

調査票（各委員提出）の取りまとめ
～これまでの調査を踏まえた三重県における
差別解消に向けた課題等について～

目次

○ 石垣 智矢委員	1
○ 小林 貴虎委員	2
○ 小島 智子委員	3
○ 山内 道明委員	7
○ 山本 里香委員	8
○ 稲森 稔尚委員	9
○ 藤田 宜三委員	10
○ 東 豊委員	15
○ 中村 進一委員	16

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

これまで参考人の方々に様々な分野の差別の実態をお聞きし、あらためて差別解消に向けた取り組みを加速化させる必要があると感じた。

その中でも、新型コロナウイルス感染症に関する新たな差別事案があり、早急に対策を打つ必要があると同時に、人権が尊重される三重をつくる条例およびそれに基づく県の人権施策に関しても、文言の見直しなどの検証が必要ではないだろうか。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

新型コロナによって既存の差別が酷くなっている、拡大しているという事は事実確認がなされているとは言いがたい。

差別行為は状況が様々であり、何が差別なのか定義することは難しい。

定義できないものを禁止することは不合理である。

違法性があるか、何らかの処罰に値するかどうかは司法手続きに委ねるべきである。捜査権、司法権のない地方自治体の何らかの組織に対して、これに類する行為を行う権限を付与すべきではない。

参考人から意見聴取をした、同和、コロナ他病気由来、インターネット、性的少数者、女性、障がい者、外国人、性犯罪被害者はもとより他「三重県人権施策基本方針」に記載のある貧困者、ホームレス、拉致被害者なども含めた様々な差別事例は、その原因はそれぞれ異なり、解決に向けての対策も自ずから異なるため、差別全体を捉えて共通する、対策ないしは措置を定めることは非現実的である。個別具体的な対応が相応しい。その事に関して現在「人権が尊重される三重をつくる条例」に則り「三重県人権施策基本方針」「行動プラン」に従い、それぞれの対象について現状と課題を分析し啓発など方針を定めている事は妥当だと考える。

現時点で不足していると考えるのは、相談対応などの情報の蓄積、分析、市町なども含めた対応主体への共有体制だと考える。県はそれぞれの事案に対し情報と経験を蓄積し、対応能力を今以上に向上させる努力を講じることが妥当だと考える。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

○「人権が尊重される三重をつくる条例」は、平成9年（1997年）「(前略)人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的」として作られた。

人権は尊重すべきであるという理念の定着、人権文化の構築は一定進んだと思われ、教育・啓発等の意義はあったと考えられる。しかし、差別には言及しておらず、差別解消に主眼が置かれていない。

↓

人権センターにおいての救済、解決は可能か？

人権センターに相談⇒相談者に必要な情報を提供、ほかの専門機関（相談ネットワークの構成機関）を紹介する、そこまでの役割。現条例では、そこから先は追えないし、その責務、権限もないと人権センター長が明言された。

現条例の限界が明らかになったと考える。

○差別問題の解決の責任が、被差別側に押し付けられている現実があり、権利侵害を受けた人たちが、名誉回復をする仕組みが不十分。 (7/13 松村さん)

↓

- ・人権侵害、差別を受けたのに、声を上げられないという素地が三重県にはあるという認識が、コロナ禍での誹謗中傷を見たときに必要なのではないか。
- ・三重県での人権侵害2019年調査では、何もせずガマンした人が46.9%。既存差別すら、相談していない実態があり、報告にも反映されない現状。
- ・人権啓発の課題：啓発を受ける仕組みが必要
研修会等に一度も参加したことがない：83.4%（平成24年比 +5.6%）

↓

今までの施策の効果を検証する必要があると考える。

特に、教育、啓発について、取組内容を聞き取る必要があるのではないか？

○「啓発や教育の質と量が、早期に差別解消に寄与するほどの状況にはない。既存人権条例は差別の未然防止や規制という点に関しての効果を成しえていない。」 (7/13 松村さん)

差別はいけないという認識の広がりがある。←人権条例の成果？

しかし、差別行為に歯止めをかけるには至っていない状況があると考ええる。

○人権3法が成立し、障害者差別解消法に沿って、障がい者差別解消条例（障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい三重県づくり条例）が制定されている。そこでは「差別の禁止」「差別解消のための体制（相談体制・紛争解決を図る体制）」「施策の策定と実施状況の監視」「三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化」「相談事例等の共有・検証、調査研究」が盛り込まれている。

具体には、知事に対する必要な助言・あっせんの申し立て
知事は三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聞くもの
場合によっては、当該者に対して必要な措置を取るよう勧告
等となっている。他分野についても、同様の内容を規定することが妥当と考える。
この条例の施行後、具体的内容について聞き取りが必要である。

○障がい者差別解消条例では、障がい者に問題があるのではなく、周りに課題があるとした社会モデルを明確に打ち出している。
差別の問題も、マジョリティ・差別をする側の問題であり、被差別の側は人権侵害の被害者である、ということをはっきり持って条例検討をすべきである。

○差別解消条例に入れるべきこと、として以下の提案を松村さんよりいただいた。
禁止から、相談・救済までの仕組みを作ることが必要だと改めて考える。

①差別の禁止 禁止する内容に関する規定

②差別被害相談と救済規定 相談：ワンストップで

まず受け止めて、いろんなセクションに専門的な見地から聴き取り、相談者に返すところまで。

③教育や啓発の規定

④実態調査規定 調査権限 差別是正措置 審議会の設置

・県や県民、市町や事業者の責務、連携規定、既存条例には事業者の責務なし

○正しいことを教育・啓発で知らせていかないと、寝た子を起こすなでは済まない実態がある。今は「ネットで起こされる」時代。部落の地名や個人情報さらされる社会の中で、不安を感じずに生きていけるように、実効性のある条例の制定を望む。
(8/24 原田さん)

というご意見があり、インターネット内での差別を注視する必要がある。差別はなくなっていない、差別の実態があることが多くの参考人から語られた。

○社会構造としての男女差別がある。ジェンダーギャップ指数は2019年、153か国中121位。政治が144位、経済が115位。男性優位の分野で伸びが全く見られない。女性差別の問題は、社会構造のなかで起こっているものであり、性の多様性とは別問題だと考える。

- ・東京女子医大入試における女子学生差別が明らかになった。人権というところにきっちり立ちかえって男女の平等を築く意思が必要。同等の権利があるというだけでなく、女性が参加、参画していける制度作りが重要。

(9/16 小川さん)

○性犯罪・性暴力被害に関して、

「社会が望む被害者像を求められる」この言葉にハッとさせられた。この圧力に傷つき、更なる被害を受けていくのだとしたら、マジョリティの問題。

性暴力被害後の困難についても教えていただいたが、どう救済に至っているのか、具体的方法を知りたいと考える。

三重県犯罪被害者等支援条例にも、総合的な支援体制の整備が条例第8条に規定されており、参考になると考える。

○多文化社会：受け入れ社会のルールや常識を見直し、それに合理的根拠がなければ、改める覚悟を受け入れ社会に求める。(楠本先生)

↓

公共施設の利用制限が必要だと考える。公が差別拡散を結果として手助けすることにつながる危険性を十分に認識することが必要。

○令和2年3月発表、人権問題に関する三重県民意識調査報告書の中から

「人権が尊重される三重をつくる条例」の認知度：約1/4の人しか知らない！

差別は法律で禁止する必要があると考える県民の割合について

68.2% (平成24年比 +5.1%、平成16年比 +9.4%)

この調査結果から、昨今の状況において県民が差別を法的に禁止する必要性を感じていると考えられる。

○差別事件が起こってからの対処をいくらしても、聞いたこと、体験したことは消えてなくならない。前もってどう防止するかが大切。県民の中に様々な差別により苦しんでいる人が現にいるという実態から出発すべき。

○三重県においては、

- ・差別をなくし人権を尊重する基本的な条例として「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されている。

↓

- ・障がい者、感染症に関わった差別や性の多様性の尊重に関しては、独自の条例が制定されているか、制定がめざされている。

↓

- ・しかし、それら条例のすべてが被害者救済に至るかというとはそうではなく、部落差別やヘイトスピーチ等の差別を含め、様々な差別や人権侵害がまだまだ解決されずにあることから包括的な差別解消をめざす条例の必要性は明白である。

○特別委員会委員として、確認しておきたいこと。

- ・マジョリティは当事者性を持っていない。

⇒マイノリティが差別を受けるということを引き受けながら、不当性、構造や仕組みを変えてくれと声を上げ続けることを負わされている社会があるという認識を持つ必要がある。

- ・憲法第 14 条には、「法の下での平等」とともに「政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とある。すべての国民に差別されない権利があるにも関わらず、差別が現存する。

「差別を受けない特権を自分は持っているかもしれない」という認識、社会構造上、被差別の側にまわらない属性が自分自身にどれくらいあるのかという認識、を自覚しつつ、人権侵害の被害の現実を受け止めるべき。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

(課題点)

- ・「人権が尊重される三重をつくる条例」との整合
- ・意図的な差別と無意識の差別への対応
※後者は前者以上に差別する側に罪悪感はなく、受ける側だけが傷つき、耐える状態となる
→発見しにくい、見えにくい差別
- ・差別が無くならない原因へのアプローチ
※差別の禁止というより、その解消に向けた差別(行為)発生のプロセスへのアプローチ

(必要なこと)

- ・「人権が尊重される三重をつくる条例」の改訂
- ・人権や差別の定義において世界人権宣言、日本国憲法の内容に沿う
※人種、皮膚の色、言語、宗教
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条への取組を具体的に示す
※国民の発達段階に応じ、体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手段の採用
- ・他者の苦痛を想像する、自分事として捉える習慣（運動）作り
- ・差別は誰にでも起こり得る現象であるが、それを変革、乗り越えようとする自己への挑戦的な感覚
※ヒューマンレボリューション、他人との競争から自己との競争へ
- ・レディーファースト、ヘルプマークのような積極的解消、対話など見える化することによって、行動変容を促し得る運動、日常的、継続的な実践の啓発
- ・傍観者へのアプローチ
- ・尊厳をもって他者と接する（他者の人権を認める）ことで発生する他者への影響について
- ・尊厳が尊重されるための要素を盛り込む。
※アイデンティティーを受入れる、仲間に迎え入れる、安心できる場をつくる、存在を認める、価値を認める、公正に扱う、善意に解釈する、理解しようと努める、自立を後押しする、言動に責任を持つ 等々

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

【必要なこと】

- 「私たちはいかなる人種差別も容認しません」と明言し、差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信するものとする。
- 相談窓口の整備（対応時間・SNS など）
LINE 相談は即座に返ってこないと相談者の気持ちが離れる。
特に性差別による性被害相談機関は病院と連携する。長期のアフターケア重要。
- 差別に遭遇したら、その場にいた人も反差別の姿勢を示すことを促すことを推奨する
- 二次被害、連鎖被害を防ぐように
- 公共施設における生理的施設（トイレなど）の整備が促せるようなものに
- 教育現場・職場・地域におけるジェンダーバイアス払しょくにつながるように
- 「世帯主」主義をやめる。権利の主体を個人でとらえる。
- 障がい者センターの利用において障がい者自身が大変不便に感じておられることを解消できるような施策へつなげるものに
- 男性差別相談の在り方と、家庭裁判所・警察・児童相談所において、男女ともに関係者に十分話を聞き実態を把握するような対応が取れるように。
- 人権センターが、総合的な人権を理解しあらゆる差別をなくすことを求める学習機関としての役目を果たすためのものになるよう刷新する。
- 部落問題については解消法の附帯決議を重視し新たな差別を作ることのないよう留意する。

【課題】

- 罰則規定についてどう考えるか。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

○2016年に施行された「人権3法」のうち、県条例のないヘイトスピーチ、部落差別の解消を具体化するための県条例の制定が必要であると考えます。特に差別禁止を掲げるとともに、差別や人権侵害を「受けた者への救済」と「行った者への措置」を明確にして実効性を高める必要があります。

○新型コロナを契機にして、ヘイトスピーチ等さまざまな既存の差別と結びついて人権侵害が行われていることから、日頃からの教育の重要性を認識しました。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

● 差別について

全ての人に人権 個人の尊厳が尊重され、個人のあらゆる分野における市民生活全般に於いて、自由で平等な活動の享有が保障される権利 が保障されなければならない。

その人権を 個人をある集団の中に属させ、その集団を不当な区別、排除、制限等をもって、その人の尊厳を踏みにじり、市民生活における不平等、不自由を強いる事が差別に当たると考える。

これまで人権三法と言われる法律が制定され、障がい者差別、部落差別、ヘイトスピーチによる外国人差別のそれぞれの差別解消に対する対応を自治体に求めている。

特にヘイトスピーチ解消法においてはその対象である本邦外出身者は、特定人である必要はなく、本邦外出身者である集団一般に向けられた不当な差別的言動を明らかな差別と認定するという内容となっている。

● 差別解消について

今回の聞き取りにより、差別の対象は幅広くそれぞれの局面で人間の尊厳を著しく踏みにじるものが多く存在する事実が明確になった。

「人権が尊重される三重をつくる条例」は平成9年に策定され基本計画に基づき、この間県はいくつかの人権を守る施策を行ってきた。

それらの施策の効果を見る為の、県が行った「人権問題に関する三重県民意識調査」によると

この条例を知っている人は25.3%と低い状態に止まる。

人権は侵すことの出来ない永久の権利と思う人は88.7%。

差別は人間として最も恥ずべき行為の一つであると思う人は88.8%

差別される人の言葉をきちんと聞く必要があると思う人は86.6%

という結果で人権擁護の重要性は県民には認識されていると考えられる。

差別の存在については部落差別、女性差別、障害者差別、外国人差別について調査が行われ、その結果は60%以上の人々がそれぞれの差別の存在を認めている。

特に結婚についての差別は深刻な問題としてとらえるべきである。

ヘイトスピーチについては、70%近い人が人権を侵害しており許されないことだと思っている、との結果が出ている。

このアンケート調査の結果は、人権擁護に対する意識の向上は進んでいるが、今、まだ差別の存在の事実がある事を多くの県民が認めており、参考人聴取から得た意見と合致するものである。（別紙参照）

このように差別の存在が明確になった現状の中で、差別という形での人権侵害に対し、その解消対策として、教育・啓発を進める事と、条例制定により対応する方法との両輪で進める事が効果的であると思ひ、条例制定を進めて行くべきと考える。

また差別被害者の救済対策も重要で、被害者に対する調査には 46.9%が何もせず我慢したと回答している事は、行政に対する失望感の表れと言っても過言ではなく、明確な方向性を示すべきである。

現在設置されている県人権センターの相談窓口も単なる聞き取りと担当への紹介に止まり、問題解決の窓口になっていない現状がある。

「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県犯罪被害者等支援条例」に倣い被害の調査に始まり、被害の認定、その解決方法と救済までを手厚く支援していく必要がある。

具体的には被害者が行政機関等に支援を求めたとき必要な支援を途切れることなく受けることが出来るよう必要な措置を講ずる事や、その支援に従事する者に対し支援に関する研修を含め必要な措置を行う事、又市町に対し情報の提供や助言等の必要な支援を行うことが必要と考えられる。

差別は色々な場面で行われているため、それぞれの特性に応じた具体的な内容で表し、人権を守り被害者を生じさせないとともに、被害者の救済対策も含めた対応を本特別委員会は責任を持って行うべきと考える。

特に議員や公務員には、一般県民以上の重い責務を課するべきではないかと考える。

(別紙)

参考人からの聞き取り調査で、部落差別について、自分の体験を語ってくれた若い二人の言葉が心に残っています。これらの差別が実在するという事実を聞くに当たり、それに応えられる条例を制定していく責任があると考えます。

以下は、特に私の心に残った内容です。

①「結婚することが決まり、おなかに赤ちゃんもいる。でも、彼に出身であることを伝えられてない。いつか部落差別にぶつかる時が来ると思いながら生きてきた。そのために勉強もしてきた。部落差別に出会って強く立ち向かうんや、負けへんのやと思ってきた。でも、現実ってそう簡単ではない」後日、無事に出産をした後「まだ部落差別を乗り越えたわけじゃない。だけど、私は生まれてきてくれたこの子と、いつか部落問題を中心に置いた話がしたい。学んだことによって仲間ができ、自分が変わることができたことを子どもにも伝えたい」と話をしてくれました。立場をぼかして結婚し、相手に理解されるか不安を感じ、葛藤している現実です。

②30代の青年の体験です。

交際していた彼女の父親が、部落に対して偏見や差別心を持っていました。何年か交際をしたある日、彼女が交際していることを父に打ち明けたら、父から「交際なら幾らでも許すが、万が一結婚となれば、絶対に許すわけにはいかん。それでも一緒になりたいなら、親子の縁は切らせてもらおうと言われた。それ以降、彼女の父親と話す機会は得られずに、交際は終わった。

③20代の青年の体験です。

津市内の介護施設で働き始め、担当になった利用者と会話が盛り上がり、利用者から住んでいるところを聞かれた。津市の〇〇町ですと返したが、利用者からは「その町のどこや」と聞き返され、同和地区の字名を答えたら、差別を受けるかもしれないと、戸惑ったけれども、利用者との今後の関係性も考えて、字名を伝えました。その瞬間、利用者の態度は一変し、食事の時間にお茶を注いでも「こんなお茶飲めるか」と湯飲みをひっくり返されたり、着替えの手伝いをしようと、手をかけてもその手を払いのけられたり、全て拒否をされました。そのことは、ほかの職員にも打ち明けることができず、数日後には利用者が施設を替わることが分かっていたため、耐えるしかありませんでした。利用者が施設を移っていく最後に吐き捨てた言葉が「やっとおまえみたいな人間じゃないやつの下から離れられるわ」でした。

④40代のお母さんです。

10代の頃からA地区やからという理由で、つき合っている相手の御両親からつき合いを反対される差別を受けてきました。付き合いは続けられず、その次つき合った人も続きませんでした。「A地区に生まれたからってという理由だけで、何でこんな差別受けやなあかんのやろ。今でも、思い出したら泣けてくる」と話してくれました。

その後、今の連れ合いさんと出会うのですが、それも結局、結婚差別を受け、今の連れ合いさんの御両親とは近いけれども連絡を取っておらず、「孫もな、会わせられてへんねん」ということでした。

結婚した後、この地区から逃げたい、生まれる娘には同じ思いをさせたくないと思ひA地区を出ました。しかし、転居したばかりのときに、A地区から引っ越してきたことが近所の人に分かり、近所の人から「もう来ていらんわ」「あの人な、どここの地区やねんて。かなわんな」って言われたそうです。「地区から出たらそんな思いせんでええと思ってたけどな」と、そのお母さんは涙をいっぱいためて話してくれました。結局、地区から出てもルーツがあるということで差別を受けたんです。それからお母さんは、この後ずっと自分の出身を隠して生きていこうと決めたそうです。

しかし、娘が小学4年生になったとき、自分の出身地区を友達に伝えた後、いじめに遭いました。「私が、生まれたところはA地区やねん」と言ったら、友達に次の休み時間に「一緒にトイレ行こう」と言ったら無視されて、そこから仲間外しが始まったそうです。すごく仲のよかった友達だったので、すごく傷ついて、そこから学校に行けなくなったそうです。娘には差別を受けさせたくないと思死だったのに、結局、差別は容赦なく娘さんにも降りかかりました。

でも、そのときに救ってくれたのが担任の先生とA地区の仲間でした。保育所が一緒だったので、すごくつながりがあって、その友達の通学団から通うことになったそうです。その様子を見ていたお母さんが、娘のために新築で建てた家を売却し、A地区に戻って暮らしています。

このとき、担任の先生が熱心に同和教育を基に仲間づくりしてくれたおかげで、学校にまた行けるようになり、自分はこの地区でええんやという安心感を持てたそうです。しかし、やっぱり差別をいつ受けるか分からへんという怖さから、そのお母さんは、地区であることを隠しながら暮らしていました。

しかし、また高校で娘さんが、人権学習の中で先生から地区であることが分かるアウティングに遭ったそうです。「気持ち分かるやろ。しゃべってみ」と言われたそうです。頭が真っ白になって何も話せなかったそうです。次に当てられたのが同じ小学校の友達で、いじめられた相手を先生が指名したそうです。何も気持ちも籠

もってない、教科書どおりな話を、みんなが「ああ、すばらしい話や」と聞いていました。悔しくて悔しくて、娘さんは泣きながら家に帰ってきたそうです。「部落差別はどこで降りかかってくるか分からない。逃げられへん」と話してくれました。

そのつらい経験を、私との出会いの中で話してくれました。一緒に泣きました。それまでそのお母さんも娘も逃げるばかり考えてたけど、レベラーズとして活動して、「自分の地区を自信持って、好きって言える」と言ってくれました。

その娘の姿から、お母さんは「逃げてばかりではいけないな。やっぱり立ち向かっていかないと」教えてもらったと言っています。

結局、差別は連鎖しています。多くは自分の地区が言えずにうずくまり、下を向いている方がすごくたくさんいます。

今は表面上、差別は見えにくくなっているかもしれませんが、今もなお続いているのが部落差別です。だからこそ、なくしていくための取組を進めていくことが大切だと考えます。そのための条例制定をお願いします。

さらに、インターネット社会が進んだことによって、部落の地名や部落出身者の個人情報がさらされている状況の中で、我が子が下を向いて帰ってこないか、子どもたちや地域の人たちが差別を受けないか、多くの人が不安に思っています。そんな不安を感じずに生きていける社会になるように、実効性のある条例をつくっていただきたいと思います。

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

- ①現在施行されている「人権が尊重される三重をつくる条例」について、条例がこれまでどのように県民に周知され、活用されてきたか検証が必要
- ②これまでの特別委員会での調査を踏まえて、現行条例の逐条調査を行い改正箇所や補強箇所の必要性の有無を含め検討
- ③都道府県などにおける差別の解消に関する条例について、先日事務局より報告されたが、その内容について精査
- ④差別解消に効果が期待できる条例の在り方について再度確認（抑止と救済）

○ これまでの調査を踏まえた三重県における差別の解消に向けた課題等について

条例の必要性

◎参考人からの聞き取りではっきりしたのは現代社会にあっても多くの様々な差別が存在していること。そのことによって今なお差別という被害を受けている人がいるということ。にもかかわらず、部落差別やヘイトによる差別のように法律ができて各県や市町村において条例化が進んでいないということ。さらに、新型コロナウイルス感染症発生により、既存の差別がさらに浮き彫りになり深刻になってきていること。

しかし、行政からの差別の実態の情報は少なく県、市町、NPO など関連機関や支援団体が連携して埋もれている差別の実態を調査する必要があるということ。

◎地方議会としてこの時期に特別委員会を設置したということは大きな意義がある。特別委員会は、7回（9名）の参考人からの聞き取りで明らかになった課題や問題提起に対し、きちんと応えていく責任がある。そのためには、参考人から出された様々な課題の解決に向けて条例を策定し、行政が動くための推進計画なり行動計画が必要である。

参考人の条例制定への期待

◎差別解消条例を制定するにあたっては①差別を禁止するにはどうした差別を禁止するのかということの定義の規定②差別被害相談と救済規定③教育や啓発の規定④実態調査規定を準備していく事である。（松村参考人）

◎実効性のない条例を作っても被害者を落胆させるだけ。被害者はプロバイダー制限責任法が出来て以来 20 年間落胆したままなんです。（佐藤参考人）

◎（差別は）無くなったらええねというお願い的なものでは絶対なくならない。そこに動くというものがあってなくなっていく。動いていけるものは何やというたら、やはり法律であったり条例であったり、その裏付けがあつてきっちり動いていけると思う。（松岡参考人）

◎インターネット社会が進んだことによって、部落の地名や部落出身者の個人情報さらされている中で、わが子が下を向いて帰ってこないか、子供たちや地域の人たちが差別を受けないか、多くの人が不安に思っている。そんな不安を感じずに生きていける社会になるように、実効性のある条例を作ってくれたらと思う。（原田参考人）

◎すべての人が自分の進みたい道を、自信を持って歩いていける未来を私たちは作っていかねばならないと思う。そのためにも条例のほうをどうぞよろしく願います。（苗村参考人）

◎女性差別撤廃条約は72番目に批准したが、女性差別撤廃条約選択議定書はまだ批准していない。すでに114か国が批准している。地方議会からぜひ批准するような形に持っていかれたら、素晴らしいことだ。(小川参考人)

＝ 参考人の地方議会への期待を感じた ＝

◎ヘイトスピーチの規制については刑事罰を科すべきでないという意見が強い。場所、スピーチの方法、スピーチが行われる対応などを限定して、規定しなかつそれが刑事罰に値するほどのものなのかどうかということ、警告、中止命令、検察庁への起訴と段階を踏んでやらざるを得ない。(楠本参考人)

＝ 条例化の中で罰則規定導入は慎重にしなければと感じた ＝

理念

◎差別の解消に関する条約の基本となるのが世界人権宣言及び国際人権規約である。日本は国際人権規約のうちの自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）を批准している。この規約の中に、締結国の義務として、「各締約国は各領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等によるいかなるもなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する」とある。(自由権規約第2条1締約国の実施義務)

また、26条で「すべてのものは、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」とある。

2014年8月、自由規約委員会からの勧告でヘイトスピーチと人種差別が厳しく取り上げられているが、国は十分な対策をとっていない。三重県は差別解消の条例を検討していく中で、こうした理念を柱にしていく必要がある。

◎1995年12月に人種差別撤廃条約に加入、1996年1月から発効。**第2条1-(d)（締約国の差別撤廃義務）**には、各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団または団体による人種差別も禁止し、終了させる。**第4条(c)（人種的優位性に基づく差別・扇動も禁止）**国または地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めない。とある。

◎2018年8月に人種差別撤廃委員会から日本に勧告された指摘事項の中に、ヘイトスピーチとヘイトクライムに関する内容が含まれている。(インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が継続していること等)このような指摘事項の調査も必要。

インターネットへの悪質な書き込み対策

◎佐藤参考人から、SNSが普及し始めた時から差別は拡大している。SNSは、うわさやデマを広げて加速させる。コロナ差別があるから一緒にということではなく、もう付け加えられてネットやSNSの普及とともにどんどん拡大しているとの発言があった。法的にも規制が多いが、対策を急ぐ必要がある。

しかし被害者が悪質な書き込みの削除を求めても現実には厳しい。プロバイダー責任制度法が2002年5月に施行され削除の要請が可能となったが、削除は義務付けられていないため容易に削除されない。自治体として法務省や総務省に働きかけてプロバイダー責任法の改正を求め続けていく必要がある。

条例の中に、有識者会議あるいは審議会などの外部機関を設置することを入れる。そこで差別侵害であることを認定することが大事。

そうすれば、裁判になっても弁護士と一緒に書いて書き込みが削減されるまで手続きを進められる。弁護士費用の支援も制度に入れるなどの仕組みが必要。

差別全体についても行政だけで判断するのではなく、障害者差別解消地域協議会があるように、第三者や有識者を交えた審議会が理想（松村参考人）とあり、必要である。

◎また、ヘイトスピーチについても先進的に取り組んでいる大阪市、川崎市、東京都の条例で、差別とは何か認定するための差別防止対策等審議会などを設置しており、その制定過程の議論や制定後の実態を調査する必要がある。

既存の法律

◎人権3法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法）については障害者差別解消法のみが条例化されただけとなっている。ヘイト差別、部落差別については、法でそれぞれ地方自治体の責務も決められており、この機会に三重県として差別解消条例の中へ組み込んでいくことは当然と考える。

◎部落差別については3人の参考人から具体的な差別事例を挙げて紹介をいただいた。自分も被差別部落が同和行政によって環境改善されていく状況を見てきており、見た目（住環境）の環境整備は進んだと思っている。しかし、様々な形で起きている結婚差別、職場での差別、学校での体験など、参考人の体験や紹介事例を聞くと、まだまだ心の差別は残っていることと、インターネットによる被差別部落名の掲載（部落地名総鑑など）によるネット上の公開によって被害が出ている現実があることや、コロナに便乗した誹謗中傷が起きていることから、こうした課題をしっかりと把握し実効性のある条例を策定する必要がある。

女性差別

◎2018年7月に東京医科大学入試で女子一律減点が露呈。驚いたのはアンケートで、ある程度理解できると回答した人が65%。(小川参考人)

◎どうしたら女性に対する差別をなくせるか。女性にただ参画を許すだけでは全く不十分。参画できる制度改革に着手することが極めて重要。(小川参考人)

◎女性の就労状況はあまりにもひどい実態でお見せするのも嫌になるくらい。給与格差、非正規雇用、昇進ということで、35歳以上で50%以上の非正規雇用ということです。(小川参考人)

◎新型コロナウイルス感染症のような新しい事態への対応で、政策現場に女性がいないとすべての女性にしわ寄せが来てしまう。(小川参考人)

◎先般NHKテレビでコロナ禍による女性への影響を放送していたが、飲食店をはじめコロナ不況で多くの従業員が職を失っている。小川参考人が指摘した非正規雇用の状況にある女性の割合が多く、シングルマザーの苦しい生活も紹介されていたが、三重県の状況も調査する必要がある。

◎柳谷参考人の性被害体験を交えた話はまさに女性差別の典型であり、三重県における性暴力や性被害の実態について県警からさらに聞き取り調査が必要だ。

執行部の動きに対して

◎コロナウイルス感染条例とLGBT条例については、それぞれの常任委員会での議論に委ねるが、差別解消の部分について、足らざる部分について特別委員会での条例検討の中で生かしていく。

課題

マイノリティ側に差別問題の解決の責任が押し付けられているという構造がまだまだ変わりきっていない。(松村参考人)

ネット書き込みを未然に防ぐには教育啓発が基本である。(佐藤参考人)

ヘイトスピーチを行った団体から、同様の言動を行う可能性の高い公共施設の利用申請がいつ出されるかもわからない。事は憲法上の権利に関わることなので、県の施設の利用の可否を担当部局の判断に任せるのではなく、県議会が積極的にかかわって、ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用手続きに関するガイドラインの策定に向けた議論を開始すべき。(楠本参考人)

= その他多くの課題があり、特別委員会の委員の知恵を結集して他県のモデルとなるような差別解消条例を創っていくべきだ =